

第5回 廃棄物処理の法制度

2007年5月18日

担当者：交告尚史

1. 法律の目的

廃棄物の排出抑制（1997改正）＋生活環境の保全＋公衆衛生の向上

2. 廃棄物概念（2条）

廃棄物、一般廃棄物と産業廃棄物、特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物

3. 廃棄物概念の客観化に向けて

(1)通達による主観的解釈

(2)豊島産廃事件（2000年6月6日公害委調停成立）

(3)廃棄物概念を客観化した立法例

①特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法：平4法108）

②ドイツの循環経済廃棄物法(1994)

(4)おから産廃事件（最決平成11年3月10日判時1672号156頁）

(5)廃タイヤの処理に関する通達

(6)循環型社会形成推進基本法の「廃棄物等」の概念

(7)廃棄物処理法の改正・・・立入検査等の要件

4. 国内処理等の原則（2条の2）

5. 国民および事業者の責務

(1)国民の責務（2条の3）

(2)事業者の責務（3条）

・製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性を事前に評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行う。

・製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供する。

6. 市町村、都道府県、国の役割分担（4条）

□2003年改正：国の関与の強化

①産業廃棄物に関し、環境大臣に報告聴取または立入検査の権限。

②国は広域的な見地から地方公共団体の事務について調整を行う。

③都道府県の産業廃棄物に関する事務が円滑に実施されるよう職員派遣等の措置。

7. 基本方針と計画

- (1)基本方針（5条の2） 2000年改正で導入
- (2)計画

8. 一般廃棄物の処理

- (1)市町村の責任（6条の2第1項）

市町村は、一般廃棄物処理計画に従い、その区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、かつ処分（再生を含む）する。

- (2)政令による基準の設定（6条の2第2項）

一般廃棄物処理基準および委託基準

特別管理一般廃棄物処理基準と委託基準

- (3)2003年改正：事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等（6条の2、第6項、第7項）

- (4)適正処理困難一般廃棄物（6条の3）

- (5)一般廃棄物処理業の許可（7条）

・計画許可

2003年改正

①特に悪質な廃棄物処理業者について許可の取消しを義務化（7条の4）

②許可の取消し逃れ（自主廃業の届出）対策（7条5項4号ホ）

- (7)一般廃棄物処理施設の許可（8条）

9. 産業廃棄物の処理

- (1)責任の所在

- (2)事業者による処理のあり方

(a)自己処理の場合・・・産業廃棄物処理基準

(b)委託の場合

(c)マニフェスト制度 1991年改正で導入

- (3)産業廃棄物処理業の許可（14条）

・許可要件としての暴力団排除（14条3項2号ロ）

2003年改正：取消しの義務化と取消し逃れ対策

- (4)産廃処理施設の許可をめぐる諸問題 背景としてのNIMBY

- (a)施設設置許可（15条）の仕組み *1997年法改正

○都道府県知事の許可

○生活環境影響調査（ミニアセス）の結果記載書類の添付（3項）

○申請書等の縦覧（4項）

○市町村長の意見の聴取（5項）

- 利害関係者の意見書提出（6項）
- 許可基準（15条の2第1項）
- 専門的知識を有する者の意見の聴取（15条の2第3項）
- (b)住民投票への動き
 - 岐阜県御嵩町事件を嚆矢とする動き
- (c)千葉県海上町事件
 - 厚生大臣の審査請求認容裁決による逆転
- (d)施設設置許可と効果裁量の否定
 - 釧路産廃事件
 - 札幌地判平成9年2月13日判タ936号257頁
 - 不許可の理由：周辺住民の同意がない。地元市と公害防止協定を締結していない。
 - 住居専用地域で高校に隣接している。
 - 判旨「本来は自由であるはずの財産権の行使を公共の福祉の観点から・・・」
 - 周辺配慮要件の射程
 - 1997年法改正による15条の2第1項2の追加
- (e)市町村の防衛策・・・水道水源保護条例の制定
 - 長島町事件・最判平成16年12月24日判時1882号3頁